

石巻市河南室内プール 指定管理者募集要項

令和8年8月

石巻市市民生活部スポーツ振興課

石巻市河南室内プール 指定管理者募集要項

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）、石巻市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成１７年石巻市条例第３２１号。以下「手続条例」という。）、石巻市河南室内プール条例（平成１７年石巻市条例第１２１号。以下「施設条例」という。）に基づき、公の施設である石巻市河南室内プールの管理運営を行うことができる指定管理者を次のとおり募集します。

１ 指定施設

- (１) 名 称 石巻市河南室内プール（以下「本施設」という。）
- (２) 所在地 石巻市北村字前山１５番地１

２ 指定施設の概要

- (１) 設置目的
本施設は、体育・スポーツの普及振興等のために設置されている施設です。
- (２) 設置（開設）年月日 平成１７年３月
- (３) 施設概要
石巻市遊楽館内室内プール
施設面積 ９７０㎡
２５ｍステンレスプール（６コース）
子供・幼児プール
ジャクジー、寝湯（子供用プール、幼児用プール）
監視室（兼事務室）、受付カウンター
プールろ過設備等その他の設備については、別紙仕様書のとおり。
- (４) 運営に係る事項
令和７年度 利用者数 ３５，２７０人
- (５) 災害時指定避難所の指定の有無
なし。ただし、遊楽館は石巻市地域防災計画に基づき指定避難所に指定されています。

３ 申請することができる団体の資格

- (１) 宮城県内に事務所（本社、支社又は支店を含む。）を有する法人又はその他の団体等であること（個人での申請はできません。）。
- (２) スポーツ・レクリエーション施設の管理運営及び事業運営が安定して展開できる企業又は団体であること。また、スポーツ・レクリエーション施設の指定管理者として運営管理の実績が５年間以上ある事業者に限ります。
- (３) 複数の団体がグループを構成して申請することもできます。その場合、構成団体のうちいずれかの団体が宮城県内に事務所（本社、支社又は支店を含む。）を有す

る法人又はその他の団体等であることとし、構成団体の中で代表となる団体を定め、申請手続等はその団体が行ってください。

なお、単独で申請する団体が他のグループの構成団体になることや、グループの構成団体が他のグループの構成団体になることはできません（団体内の役員についても同様です。）。

- (4) 申請する団体等（グループで申請する場合の構成団体を含む。）が次に該当する場合は、申請できません。

ア 法律行為を行う能力を有しない者

イ 破産者で復権を得ない者

ウ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項（同項を準用する場合を含む。）の規定により、石巻市における一般競争入札等の参加を制限されている者

エ 地方自治法第244条の2第11項の規定による指定の取消しを受けたことがある者

オ 民事再生法（平成11年法律第225号）又は会社更生法（平成14年法律第154号）により再生手続又は更生手続を開始している者

カ 石巻市競争入札参加資格者指名停止等措置要綱（平成17年告示第180号）に基づく指名停止を現に受けている者

キ 労働基準等の労働関係法令の違反により公訴、送検又は命令等の行政処分（是正勧告等の行政指導を除く。）を受けてから1年を経過しない者

ク 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は暴力団の構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過していない者の統制下にあると認められる者

ケ 国税、都道府県税及び市町村税を滞納している者

4 申請を受け付ける期間

令和8年8月7日（金）から令和8年9月4日（金）まで

（ただし、8月10日（月）、17日（月）、24日（月）、31日（月）は休館日のため除く。）

- (1) 申請時間

持参の場合は、午前9時から午後5時まで

- (2) 申請場所

石巻市北村字前山15番地1

石巻市市民生活部スポーツ振興課河南地区施設管理
（石巻市教育委員会河南公民館内）

- (3) 申請方法

申請場所へ直接持参又は郵送（一般書留、簡易書留、特定記録郵便のいずれか）す

るものとします。

郵送による場合は締切日必着とし、不慮の事故による紛失又は遅配については考慮しないものとします。

(4) 申請書提出部数

原本 1 部、副本 1 部（コピー可）

5 申請に必要な書類

申請に当たっては、次に掲げる書類を提出期間内に提出してください。

No.	書類	備考
1	指定管理者指定申請書	様式第 1 号
2	事業計画書	様式第 2 号 指定期間内各年度分
3	事業実施計画書	別紙 1 指定期間内各年度分
4	収支予算書	別紙 2 指定期間内各年度分
5	役員名簿（監査役含む）	様式第 3 号
6	グループ構成員届出書	様式第 4 号 ※グループを構成して申請する場合
7	登記事項証明書（原本）	法人以外の団体は会則及び代表者の戸籍 の身分証明書（原本）
8	定款又は寄附行為の写し	
9	収支予算書又はこれに相当する書類	現事業年度
10	貸借対照表、損益計算書、財産目録、キャッシュフロー計算書又はこれらに相当する書類	前事業年度分
11	納税証明書 （法人税、消費税、地方消費税、法人 都道府県民税、法人事業税、法人 市区町村民税及び固定資産税）（該 当するもの全て）	直近 3 年間
12	労働保険料納付済証明書	直近 1 年間

（備考）

- ・事業計画書の要件を満たす書類を作成した場合は、これをもって当該様式に代えることができます。
- ・証明書類は、証明年月日が申請書提出時の 3 か月以内のものに限ります。

6 市が行うべき管理の費用に関する事項

(1) 指定管理料

本施設の管理に要する経費は、指定管理者への管理代行の対価として支払う経費（以下「指定管理料」という。）及び利用料金収入によって賄うこととします。

指定期間における指定管理料は、1年につき23,200千円（税込）を目安とし、5年間で116,000千円（税込）とします。5年間の総額が超えない範囲で、5年間の事業計画と収支予算を策定してください（5年間の総額が上限額以内であれば、年度別の上限額を超える提案も可能です。）。収支予算には、各項目の増減について、算定根拠を明記してください。

なお、市が支払う指定管理料は、指定管理者が応募時に提示した額ではなく、提示額を基準に毎年度の予算の範囲内で市と指定管理者が協議を行い決定します。

(2) 指定管理料の支払時期

市は、指定管理者から指定管理料の請求を受けてから30日以内に指定の口座へ振り込むものとします。

(3) 指定管理料の支払方法

支払方法は年度協定において定めるものとします。

(4) 指定管理料の額の変更方法

指定管理料の総額及び各年度の指定管理料は、提出書類（事業計画書等）を基に指定管理者と協議を行って決定することとします。

(5) 指定管理料の精算の要件

原則として指定管理料の精算は行いませんが、指定管理者が本来行うべき業務を行わなかったことにより発生した余剰金については、精算の対象となります。

(6) 管理口座・区分経理

指定管理業務に係る経理は、1施設につき1口座を原則とし、専用の口座で収支を管理することとします。

7 指定管理者が行う管理の基準

(1) 開館時間

石巻市河南室内プール条例施行規則（以下「規則」という。）第2条の規定により午前10時から午後9時までとします。ただし、休館日の前日における開館時間は、午前10時から午後5時までとします。

(2) 休館日

規則第2条第2項第1号の規定により月曜日とします。ただし、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）に当たるときは、その翌日（翌日が休日のときは、その翌日）及び1月1日から同月4日まで及び12月28日から同月31日までとします。

(3) 個人情報の取扱い

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の規定を遵守し、個人情報適切に保護されるように配慮するとともに、本施設の管理運営上知り得た情報

を漏らし、管理運営以外の目的に使用することはできません。

(4) 情報公開

石巻市情報公開条例（平成17年石巻市条例第14号）の規定を遵守し、施設の管理に関して保有する情報の積極的な公開に努めるものとします。

(5) 行政手続の取扱い

石巻市行政手続条例（平成17年石巻市条例第17号）の規定を遵守し、行政運営における公正の確保と透明性を図り、もって市民の権利利益の保護に努めるものとします。

(6) 関係法令等遵守

条例その他関係法令等を遵守して管理運営を行うこととします。

8 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) 施設条例第2条に規定する事業の実施に関すること。
- (2) 利用の許可に関すること。
- (3) プールの施設、設備等の維持管理に関すること。
- (4) その他本施設の管理運営に関すること。なお、具体的な業務内容及び履行方法については仕様書等による。
- (5) 上記に掲げるもののほか、市長が必要と認めること。

9 指定施設の利用に係る料金に関する事項

(1) 利用料金制度の採用

本施設については、利用料金制度を適用します。利用料金は指定管理者の収入とします。

(2) 利用料金の金額

利用料金は、施設条例第11条第3項第1号及び第2号の別表に定める範囲で指定管理者が市長の承認を得て定めるものとし、基本協定締結前に協議の上、決定することとします。また、市が指定期間中に施設条例に規定する利用料金の改定を行った場合は、改めて市長の承認を得て利用料金の額を定めることとします。

※令和9年4月に利用料金の改定を予定しております。改定料金案は別紙7のとおりとなりますので、事業計画及び収支予算の作成に当たりましては、利用者の増加、利用料金収入の最大化が図られるよう利用料金上限額の範囲内で適用料金を定め、算出願います。

10 指定管理者に指定しようとする期間

指定期間は、令和9年4月1日から令和14年3月31日までの5年間とします。ただし、管理を継続することが適当でない認められるときは、この期間中であっても指定管理者の指定を取り消すことがあります。

1.1 リスク分担

市と指定管理者のリスク分担は、リスク分担表（別紙1）のとおりです。ただし、同表に定める事項に疑義がある場合、又は定めのない事項が生じたときは、市と指定管理者が協議の上、定めることとします。

1.2 指定管理者モニタリング

市は、本施設の管理運営が協定に従い、適正かつ確実にサービス提供がされているか、指定管理者がサービスを安定的に提供することが可能な財務状況であるかなどを確認、評価します。詳細は、仕様書を参照してください。

1.3 事業報告書の提出

手続条例第7条により、毎年度終了後2か月以内に、本施設の管理業務に関する事業報告書を作成し、市長に提出します。

1.4 選定方法

指定管理者候補者（以下「候補者」という。）の選定に当たっては、石巻市河南室内プール指定管理者候補者選定委員会（以下「選定委員会」という。）において、提出された事業計画書等の内容や適性を審査する書類審査、申請団体からプレゼンテーションによる提案を受け、ヒアリングを行い、実現可能性を審査する面接審査を実施します。

審査終了後、総合計得点が最も高く、かつ、基準点（候補者になり得るための最低点をいう。）を満たす申請団体を候補者として選定します。

1.5 選定委員会

選定委員会の委員は6人以内とし、学識経験者等で構成します。

1.6 選定基準

候補者の選定基準は、次表のとおりです。

No.	選定基準	評価項目	配点
1	平等利用の確保	施設の設置目的の理解度	10点
2	サービスの向上性	管理運営に対する意欲	30点
		提供サービスの水準	
3	施設の効用発揮	施設維持管理の水準	40点
		地域や市民に対する貢献度	
4	経費の縮減効果	コストの削減・節約意識 提案価格の評価	70点
5	運営の安定性	運営体制	30点
		事業の遂行力	

		事業計画の実現性	
		法令遵守	
6	その他	災害、リスク等の対策	20点
		運営の透明性	
合 計			200点

17 選定結果

選定結果は、全ての申請団体に通知するとともに、石巻市ホームページにより公表します。なお、選定結果に関する問合せには応じませんので、了承願います。

18 再選定

選定結果の通知後、選定した候補者を指定管理者に指定することが不可能となった場合や著しく不適当と認められる事情が生じた場合において、次点の団体を新たな候補に選定します。この場合において、候補者に損害が生じても市はその賠償の責めを負わないものとします。

19 選定後の手続

(1) 指定管理者の指定

選定された候補者は、市議会の議決を経て、指定管理者として指定されます。

(2) 協定書の締結

市議会の議決により指定を受けた後は、市と協議を行い、指定管理業務の実施に関する包括的な事項を定める基本協定の締結を行います。

また、各年度の指定管理料や業務内容を定める年度協定は、毎年度4月1日付で締結を行います。

20 施設の視察及び説明会の開催

本施設の視察及び申請方法、提出書類などについて説明会を開催します。参加を希望する場合は、施設の視察及び説明会参加申込書（別紙1）を次に掲げる提出期限、提出方法等により提出してください。なお、参加人数は、1団体につき2人までとします。

(1) 開催日時

令和8年8月18日（火）午前10時から1時間程度

(2) 開催場所

石巻市遊楽館内室内プール（所在地：石巻市北村字前山15番地1）

上記開催時刻に合わせ、石巻市遊楽館室内プールに集合願います。

(3) 提出期限

令和8年8月16日（日）正午まで

(4) 提出先

石巻市北村字前山 15 番地 1

石巻市市民生活部スポーツ振興課河南地区施設管理

(石巻市教育委員会河南公民館内)

電 話：0225-86-3663

FAX：0225-72-3707

E-mail：knccenter@city.ishinomaki.lg.jp

(5) 提出方法

ファクシミリまたは E-mail

2.1 募集要項等に関する質問受付及び回答方法

募集要項等について質問がある場合には、質問書（別紙 3）を次の要領で提出してください。

(1) 質問受付期間

令和 8 年 8 月 7 日（金）から令和 8 年 8 月 19 日（水）まで

ただし、直接持参の場合は、「4 申請を受け付ける期間」で示す休館日を除きます。

(2) 質問受付時間

直接持参の場合：午前 9 時から午後 5 時まで

ファクシミリ及び E-mail の場合：最終日午後 5 時必着

(3) 質問提出先

石巻市市民生活部スポーツ振興課河南地区施設管理

(石巻市教育委員会河南公民館内)

電 話：0225-86-3663

FAX：0225-72-3707

E-mail：knccenter@city.ishinomaki.lg.jp

(4) 質問書提出方法

直接持参、ファクシミリ又は E-mail

(5) 質問に対する回答

令和 8 年 8 月下旬にファクシミリ又は E-mail にて回答するものとします。

2.2 公募のスケジュール

日 程	内 容
令和 8 年 8 月 7 日（金）～ 8 月 28 日（金）	募集要項の配付
令和 8 年 8 月 7 日（金）～ 8 月 16 日（日）	現地見学会の参加申込受付
令和 8 年 8 月 18 日（火）	現地見学会
令和 8 年 8 月 7 日（金）～ 8 月 19 日（水）	質問の受付

令和8年8月下旬	質問の回答
令和8年8月7日（金）～9月4日（金）	申請書類の受付期間
令和8年9月下旬	選定委員会の開催（書類審査・面接審査）
令和8年10月中旬	選定結果の通知及び公表
令和8年12月下旬	指定管理者の指定
令和9年3月	基本協定締結
令和9年3月下旬	事務引継ぎ及び準備等
令和9年4月1日	年度協定締結
令和9年4月1日	管理運営開始

2.3 募集要項の配付

申請に当たっては、必ずこの募集要項を確認してください。

(1) 配付期間

令和8年8月7日（金）から令和8年8月28日（金）までとし、8月10日（月）、17日（月）、24日（月）は休館日のため除きます。

(2) 配付時間

午前9時から午後5時まで（窓口配付の場合）

(3) 配付方法

ア 窓口配付 石巻市北村字前山15番地1

石巻市市民生活部スポーツ振興課河南地区施設管理
（石巻市教育委員会河南公民館内）

イ 石巻市ホームページよりダウンロード

<http://www.city.ishinomaki.lg.jp/>

(4) 費用

無料

2.4 申請に当たっての留意事項

(1) 接触の禁止

本件業務に従事する関係者に対して、本応募についての接触を禁止します。なお、接触の事実が認められた場合には失格となることがあります。

(2) 費用負担

申請に関し必要な費用は、申請団体の負担とします。

(3) 申請書類の変更

提出後の内容変更はできません。

(4) 申請書類の取扱い

申請書類は返却しません。また、石巻市情報公開条例に基づく開示請求があった

場合は、原則として開示の対象文書となります。ただし、公開することにより、申請団体の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる情報は、同条例第7条第3号の規定により不開示となる場合がありますので、この情報に該当すると考える部分がある場合には、あらかじめ文書により申し出るようお願いします。

(5) 申請書類の著作権

申請書類の著作権は申請団体に帰属します。ただし、選定結果の公表をする場合その他市長が必要と認める場合は、申請書類の全部又は一部を無償で公表し、又は使用できるものとします。

(6) 申請の辞退

申請書類を提出した後に辞退する場合は、辞退届(任意の様式)を提出してください。

(7) 虚偽の記載をした場合の取扱い

申請書類に虚偽の記載があったことが判明した場合は、失格とします。

(8) 宮城県警察への役員名簿の提供

団体が暴力団又はその構成員等の統制下でないことを確認するため、提出された役員名簿を宮城県警察に提供することがあります。

2 5 問合せ先

担当課	石巻市市民生活部スポーツ振興課河南地区施設管理 (石巻市教育委員会河南公民館内)
所在地	石巻市北村字前山15番地1
電 話	0225-86-3663
FAX	0225-72-3707
E-mail	knccenter@city.ishinomaki.lg.jp